

# がん検診等受診率向上推進協定要綱

## (目的)

第1条 がん検診受診率の向上、肝炎ウイルス検査の受診促進及び同検査陽性者の精密検査受診率向上によるがんの早期発見の推進に向け、県が、がん検診等の普及啓発に積極的に取り組む企業等と協定を締結し、県民や職域のがん検診等の受診を促進することを目的とする。

## (対象)

第2条 県内に主たる事業所若しくは支店等を有し、又は県内で営業活動を行い、がん検診等の受診啓発活動に意欲を有する企業や事業者団体（以下「企業等」という。）を本事業の対象とする。

## (協定要件)

第3条 次に掲げるいずれかの要件に該当する企業等と、県は協定を締結するものとする。

- (1) 地域密着型で県民と接する窓口を多数有する企業等
- (2) 業務内容とがん検診等の普及啓発活動に関連性がある企業等
- (3) その他、提案する取組が県民の受診促進に大きな効果があると県が認めた企業等

## (申込み)

第4条 前項の協定を締結しようとする企業等は、知事に、がん検診等受診率向上推進協定申込書（様式1）を提出するものとする。

## (協定締結)

第5条 知事は、申込書の提出があった場合には、書類審査等を行い、要件を満たしている場合には、がん検診等受診率向上推進協定書（様式2）を締結する。

- 2 協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の末日までとし、期間の満了1ヶ月前までに終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

## (支援及び広報等)

第6条 県は、協定を締結した企業等（以下「協定企業等」という。）にがん検診に関する情報を提供するとともに、協定企業等の取組内容等を広報誌、県ホームページへの掲載等により、県民に広報する。

- 2 協定企業等は、商品パッケージ、広告等に、がん検診等受診率向上推進協定を締結した企業である旨の表示をすることができる。

(取り組み状況の報告)

第7条 協定企業等は、次に掲げるいずれかの取組を行う。取組を行うに際しては、利益誘導を伴う行為は行わないものとする。また、毎年度、翌年度の4月末日までに、がん検診等受診率向上推進協定取組状況報告書(様式3)により、知事に報告しなければならない。

- (1) 従業員やその家族(以下、「従業員等」という。)に対するがん検診等の受診勧奨
  - (2) 顧客窓口におけるパンフレットの配布やポスターの掲示、がん検診等の受診勧奨
  - (3) 系列企業や取引企業等に対するがん検診等の受診勧奨
  - (4) がん検診等の受診啓発イベントの実施
  - (5) がん罹患した従業員等の適切な就業上の措置や治療に対する配慮
  - (6) その他、がん検診等の受診啓発に関わる積極的な取組
- 2 協定企業等は、知事から取組状況の報告を求められたときは、知事が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

(協定の解除)

第8条 知事及び協定企業等は、当事者間の協議により、協定を解除することができる。

2 知事及び協定企業等は、相手方が法令及び協定要綱、本協定のいずれかに違反した場合は協定を解除することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

なお、施行日より前に行われた旧要綱第5条の規定による協定締結については、改正後の要綱第5条による協定締結とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。